

米海軍兵による集団女性暴行致傷事件に対する意見書

去る10月16日未明、本島中部において、米テキサス州フォートワース海軍航空基地所属の米海軍兵2人が帰宅途中の成人女性に暴行を加え、けがを負わせたとして逮捕されるという極めて悪質で卑劣な事件が発生し、県民に強い衝撃と大きな不安を与えた。

マスコミ報道によると、両容疑者は補給業務を支援する通常業務のため14日から嘉手納米軍基地で従事し、16日早朝にはグアムに移動予定だったとのことであり、短期間の滞在中に帰宅途中の女性に性的暴行を加えてけがを負わせるという非人道的で女性の人権を蹂躪する米兵の残虐非道の蛮行はまさに言語道断であり、断じて許すことはできない。

沖縄県内で、米兵による凶悪な性犯罪は公表されただけでも、復帰後昨年末までに127件も発生しており、更に今年8月にも米兵による強制わいせつ致傷事件が発生し、県内各地で抗議と怒りの声が上がったばかりである。

また、度重なる事件に対し事件の再発防止と綱紀粛正を強く訴えてきたにもかかわらず、抜本的な解決策は示されぬまま、戦後67年が経過した今日においても米軍人等による様々な事件・事故が続発する状況は、本県がいまだに米軍の占領意識丸出しの無法地帯といっても過言ではない。さらに、オスプレイの強行配備を行った日米両政府に県民の反発が強まる中での今回の事件に、村民、県民の怒りと不信感は頂点に達している。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、人権を守る立場から、米海軍兵による集団女性暴行致傷事件に対し嚴重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

1. 被害者への謝罪及び完全な補償をすること。
2. 米軍人及び軍属等への人権教育を徹底し、綱紀粛正を図るとともに、実効性のある抜本的な再発防止策を公表すること。
3. 日米両政府は理不尽な日米地位協定を抜本的に改正すること。
4. 基地の大幅な整理縮小・撤去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月24日

沖縄県読谷村議会

あて先：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長

米海軍兵による集団女性暴行致傷事件に対する抗議決議

去る10月16日未明、本島中部において、米テキサス州フォートワース海軍航空基地所属の米海軍兵2人が帰宅途中の成人女性に暴行を加え、けがを負わせたとして逮捕されるという極めて悪質で卑劣な事件が発生し、県民に強い衝撃と大きな不安を与えた。

マスコミ報道によると、両容疑者は補給業務を支援する通常業務のため14日から嘉手納米軍基地で従事し、16日早朝にはグアムに移動予定だったとのことであり、短期間の滞在中に帰宅途中の女性に性的暴行を加えてけがを負わせるという非人道的で女性の人権を蹂躪する米兵の残虐非道の蛮行はまさに言語道断であり、断じて許すことはできない。

沖縄県内で、米兵による凶悪な性犯罪は公表されただけでも、復帰後昨年未までに127件も発生しており、更に今年8月にも米兵による強制わいせつ致傷事件が発生し、県内各地で抗議と怒りの声が上がったばかりである。

また、度重なる事件に対し事件の再発防止と綱紀粛正を強く訴えてきたにもかかわらず、抜本的な解決策は示されぬまま、戦後67年が経過した今日においても米軍人等による様々な事件・事故が続発する状況は、本県がいまだに米軍の占領意識丸出しの無法地帯といっても過言ではない。さらに、オスプレイの強行配備を行った日米両政府に県民の反発が強まる中での今回の事件に、村民、県民の怒りと不信感は頂点に達している。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、人権を守る立場から、米海軍兵による集団女性暴行致傷事件に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

1. 被害者への謝罪及び完全な補償をすること。
2. 米軍人及び軍属等への人権教育を徹底し、綱紀粛正を図るとともに、実効性のある抜本的な再発防止策を公表すること。
3. 日米両政府は理不尽な日米地位協定を抜本的に改正すること。
4. 基地の大幅な整理縮小・撤去すること。

以上、決議する。

平成24年10月24日

沖縄県読谷村議会

あて先：駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、沖縄地域調整官、
在沖米海軍艦隊活動司令官、在沖米国総領事